

2001年6月19日

### 頂いたご意見

わたくしの提案に対して、大変丁寧なご回答を賜りありがとうございます。貴委員会の真摯なご努力に深甚の敬意を表します。

重要な提案ではあるが、現時点では提案のような条項を加えず、将来の検討課題としたいとのこと。諸般のご事情から判断された結果だと思いますが、私はなお強い危惧を持ちます。

原子炉等規制法の改訂も、内部告発をし易くするためのものです。しなくて済むようにするためのものではありません。また、本規定案は組織にも倫理を守るよう義務付けていますし、従業員にも内部告発する前に組織内で権限を有する者に働きかける義務を負わせています。しかし、従業員が組織内でその様な発言をしやすくするようにする組織の義務はどの条項でも言及されていません。個人の義務規定に比べ、組織の義務規定が不十分だと言わざるを得ません。念のために申しますが、組織の倫理義務を強化すべきだと言っている訳ではありません。個人が発言しやすくする義務を言っているに過ぎません。申しあげた通り、このことは日本の社会において特に重要な意味をもつと考えます。

改めて、再考を促したいと思います。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

再度のご提案、有り難うございます。ご意見の基本的部分は、「行動の手引き」(「行動指針」を改題しました)前文の中に取り入れさせていただき、以下(下線部分)のように追加しました。

「日本原子力学会員の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきものばかりでなく、企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう組織内の体制の整備に努める。」

さらに、内部告発については、行動の手引き 5-2 に「適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」を加え、組織としての具体的な対応の方法を示すことにしました。

いずれにしても、倫理規程は作ればよいというものではありませんので、今後日本原子力学会が、倫理問題をフォローする組織を設け、体制を整備して活動を行うよう、当委員会として提案しているところです。今後とも建設的なご意見を頂ければ幸甚です。